

資料

コアカリキュラムを網羅した教職課程の実態 —教育職員免許法改正に伴う現状と課題—

田 中 真 秀^{*1}

要 約

本論は、2016（平成28）年の教育職員免許法の改正に伴い、大学における教員養成のあり方が再検討された実態を踏まえ考察を行う。教員養成に関わる全ての大学で教員養成のカリキュラムが大幅に変更されるに至った経緯と現状を整理することで、教員養成における今後の課題や展望について検討を行う。特に、「教職教養」では「コアカリキュラム」を網羅した教職課程を実施しなければならなくなつたことにおける課題について明らかにすることを目的としている。結果、コアカリキュラムの実施により、教員養成の授業内容が規定された。同時に教職教養の授業を担う人材の不足といった課題が生じた。

1. はじめに

本論は、2016（平成28）年の教育職員免許法の改正に伴い、大学における教員養成のあり方が再検討され、その結果、教員養成に関わる全ての大学で教員養成のカリキュラムが大幅に変更されるに至った経緯と現状を整理することで、教員養成における今後の課題や展望について検討を行う。特に、「教職教養」（これまで「教職に関する科目」というくくり）では「コアカリキュラム」を網羅した教職課程を実施しなければならなくなつたことにおける課題について明らかにすることを目的としている。はじめに、2018年度実施の再課程認定における教職課程の実態と課題について制度的変更点と「教職教養科目」のコアカリキュラムへの対応・方策を整理する。次に、教職教養科目について新たに設置された「コアカリキュラム」に焦点を当て、「コアカリキュラム」本来の意義と課題について明らかにする。

なお、教育職員免許法改正に伴う一連の流れにおいて、新たに「コアカリキュラム」が提示された現時点の教職課程の検討を行う意義については、実際に新たな教員養成のカリキュラムが運用される前段階で、法律がいかに大学といった現場で運用されるようになるのかを示すことである。

2. リサーチクエスチョン

そこで、2018（平成30）年度から2019（平成31）年度に実施されている「再課程認定」の実態に焦点を当て、以下の2点をリサーチクエスチョンとする。

1点目は、今回の「再課程認定」において、「コアカリキュラム」の導入により大学によっては、これまでの教員養成のカリキュラムから大きくカリキュラムを変更せざるを得なかつた場合があるのでないか。特に、教科免許状と非教科免許状（養護教諭・栄養教諭の免許状）を養成している開放制学部にとって、カリキュラム変更が問題となつたのではないか。

2点目は、今回示された「コアカリキュラム」を網羅した「教職課程」を実施するにあたって、教員養成学部よりも開放制学部の方が、課題が生じたのではないか。これについては、「コアカリキュラム」を網羅した「教職課程」に焦点を当て、様々に予想できうる事態を踏まえた上で「コアカリキュラム」の意義について整理することで明らかにする。

これらのこととを明らかにすることで、「再課程認定」における今後の教職課程の課題を明らかにすることができます。

*1 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科
(連絡先) 田中真秀 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp

3. 2018(平成30)年度実施の再課程認定における教職課程の実態と課題

3.1 2018(平成30)年度実施の再課程認定における教職課程の制度的変更点

2016(平成28)年の教育職員免許法の改正に伴い、(1)教科(教科内容:各免許における専門科目)と教職のうち教科の指導法が「大きくくり化」され、(2)教職教養科目(ならびに英語科目)については「コアカリキュラム」が作成された¹⁾。法律上の科目区分については統合がなされ、これまでの(a)教科(または養護/栄養)に関する科目、(b)教職に関する科目、(c)教科又は教職に関する科目区分は廃止された。施行規則上の科目区分の「大きくくり化」としては新たに、①「教科及び教科の指導法に関する科目」②「教育の基礎的理解に関する科目」、③「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、④「教育実践に関する科目」、⑤「大学が独自に設定する科目」の5群に分類された。特に、②「教育の基礎的理解に関する科目」と③「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」が教職科目(全ての免許種に共通して関わる基礎的な事項)として、「コアカリキュラム」が策定されている。

3.1.1 科目区分の内容

①「教科及び教科の指導法に関する科目」については、(イ)「教科に関する専門的事項」と(ロ)「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」として示され、中学校1種免許状は28単位、高校1種免許状は24単位として設定された¹⁾。

②「教職に関する科目」の必要な事項としては、中学校1種免許状は10単位、高校1種免許状も10単位で、既存の内容である(イ)「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」(科目名例:教育学概論、教職概論)、(ロ)「教職の意義及び教員の役割」(科目名例:教師論)、(ハ)「教育に関する社会的・制度的又は経営的事項」(科目名例:教育の社会と制度)、(ニ)「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」(科目名例:教育心理学)、(ヘ)「教育課程の意義及び編成の方法」(科目名例:教育課程論)に加えて、新たに(ホ)「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上)」(科目名例:特別支援教育論)が示された。また、(イ)「教職の意義及び教員の役割」の事項には、「職務内容(チーム学校への対応を含む)」の文言が追加された。これは昨今、議論がなされている「チーム学校」について、今まで学校の中心的役割を担っていた教員や学校事務職員に加えて、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)といっ

た専門職との関わりについて学ぶ必要があり、専門職と対比して見える教員の職務について再度検討することが授業の内容として期待されている。(ハ)「教育に関する社会的・制度的又は経営的事項」については、「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む」という文言が追加された。学校運営協議会やコミュニティスクール(CS)の導入や学校を地域とともに支えること、地域に開かれた教育課程といったことが内容として必要となり、学校が地域のプラットフォームとしての機能を有していることを示している。(ヘ)「教育課程の意義及び編成の方法」では、「カリキュラム・マネジメントを含む」という文言が追加され、これまで教育課程を各教科や各单元で捉えられがちであったことに対して、学校全体で行うこと、卒業時に学校教育目標に見合った子どもの育成を踏まえた教育の一貫性等が必要事項として追加されることとなった。

(③)「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」では、中学校1種免許状は10単位、高校1種免許状は8単位として、既存の内容である(イ)「道徳の指導法」(科目名例:道徳教育の理論と方法)、(ハ)「特別活動の指導法」

(科目名例:特別活動の理論と方法)、(ニ)「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」(科目名例:教育方法学、教育の方法と技術)、(ホ)「生徒指導の理論及び方法」(科目名例:生徒指導論)、

(ヘ)「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法」(科目名例:教育相談基礎理論)、(ト)「進路指導の理論及び方法」(科目名例:進路指導論)に加えて、(ロ)「総合的な学習の時間の指導法」(科目名例:総合的な学習の時間の指導法)が追加された。また、(イ)「道徳の指導法」については、「理論及び」という文言が追加され、道徳の指導だけでなく、理論に基づいた指導の必要性が明らかとなった。(ト)「進路指導の理論及び方法」では、「キャリア教育に関する基礎的な事項を含む」という文言が追加され、キャリア教育として将来を見据えた指導の必要性が述べられている。

(④)「教育実践に関する科目」では、中学校1種免許状は7単位、高校1種免許状は5単位、(イ)「教育実習」と(ロ)「教職実践演習」を行うことがこれまで通り明記されている。また、(イ)「教育実習」には「学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる」という文言が追加され、教育実習よりも早い段階で、学校現場での体験を行うことで、学校現場に対応した教員養成を行うことを意図している。

⑤「大学が独自に設定する科目」としては、中学校1種免許状は4単位、高校1種免許状は12単位が規定されている。

3. 1. 2 養護教諭と栄養教諭に関する内容

養護教諭と栄養教諭に関しては、①「教科に関する科目」が「養護に関する科目」／「栄養に関する科目」となる。②「教育の基礎的理解に関する科目」、④「教育実践に関する科目」、⑤「大学が独自に設定する科目」のくくりは教科免許状のくくりと同じである。③「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、「指導法」の文言が「内容」に置き変わっている。これは、養護教諭と栄養教諭の職務内容の特殊性によるものである。また、「道徳・特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」を1つの事項として示しており、指導法については、養護教諭や栄養教諭の職務の特殊性から求められていない。②「教育の基礎的理解に関する科目」については、養護・栄養1種免許状は8単位、③「道徳・総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は養護・栄養1種免許状とともに6単位取得することになっている。

3. 2 2018（平成30）年度実施の再課程認定における教職課程のコアカリキュラム

教職課程コアカリキュラムについては、2015（平成27）年12月21日文部科学省答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」²⁾に、教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を整備するための検討を進める必要性が明記されたことにはじまる。教職課程のコアカリキュラム作成の背景と目的は、「大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開、学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠」であり、そこで「すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保」できるとした¹⁾。その背景には、教職課程は「学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要」であるとされ、「教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成」をすることができると考えられている。

そこで、教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものとしての側面と、各大学においては教職課程コアカ

リキュラムの内容を学生に修得させたうえで、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性、独自性を踏まえた教育内容を修得させるものである2つの側面を意味する。

教職課程（教育職員免許状を取得できる学部・学科）は大学が必要に応じて文部科学省において課程認定を受け、課程認定を受けた大学において教育職員免許状を取得できる授業カリキュラムを受講することができるようになる。

教育職員免許状自体は、授業カリキュラムを受講した旨等を都道府県に申請し授与される仕組みとなっている。教育職員免許状は看護師や医師のような国家試験の合格により認定される国家資格ではなく、大学の単位取得をもって免許取得の条件を揃えることができる。そのため、大学でのカリキュラムやシラバスによって、適切な授業がなされているのかが課題となっていた。

同時に、コアカリキュラムを「養成・採用・研修の一体化」として教員育成を考えた際、教員養成で必要な資質能力が担保される意味合いを持つ。近年、「学び続ける教員」の重要性が提示され、そのためにも「教員採用・養成・研修の一体化」をより強固なものとして教育委員会と大学が連携・協働していくことが非常に重要なことであるとされた。

2016（平成28）年11月28日の法律第87号「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」では複数の法律改正がなされた。中でも、教育公務員特例法の一部改正により、大学と教育委員会の「協議会」の設置が示された。公立の小学校等の校長及び教員の任命権者（都道府県教育委員会、政令指定都市）は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとするということが示された。教員等の任命権者（教育委員会）は教育委員会と関係大学等で構成する協議会を組織し、指標に関する協議を行い、指標を踏まえた教員研修計画を定める。その背景には、教員の大量退職やミドルリーダーの育成ということもあり、「学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備」として、①教育委員会と大学等との協議・調整のための体制（教員育成協議会）を構築することや②教育委員会と大学等の協働による教員育成指標・研修計画の全国的整備、そして③国が大綱的に育成指標の策定指針を提示、「教職課程コアカリキュラム」を作成することが求められた。

このように、養成段階だけではなく、採用・研修段階を見据えた方向を教育委員会と大学が連携して行うことと、「コアカリキュラム」の実施により養

成段階できちんと保証をした教員養成を行うことにより、若手教員の質を担保しようとしているのである。

3.3 2018(平成30)年度実施の再課程認定における教職課程カリキュラムに対する課題

上記のような変更点の中で、どのように大学側は教員養成のカリキュラムを変更させていったのだろうか。教員養成のカリキュラムを考える際にポイントとなった点としては、①「各科目に含めることが必要な事項」について、必要な事項毎に定められた「コアカリキュラム」の内容を全て、1つの教科または複数の教科によって、大学全体の教員養成のカリキュラムを受講することで網羅できる中身であるとすること、②教育職員免許状の種類である幼稚園、小学校、中学校・高等学校(教科)、養護、栄養によって同時に開講できる科目と、同時に開講してはいけない科目、また学科が同じであれば同時に開講してよい科目とそうでない科目が明確に示されたこと、③履修方法の問題では、既存のカリキュラムの科目を活かしつつ必要な内容については新しい科目として立ち上げるという方針で行う必要があるという3点であった。

特に、教員養成を一番のミッションとしていない開放制大学における教員養成では、教職の科目を必要最小限に抑える必要があり、そのためにコアカリキュラムの必要な事項ごとに1つの科目を立てることができないといった課題があった。つまり、少しでも単位を減らしてなおかつ学生への教員養成の質が担保される大学としての教員養成カリキュラムを編成する必要があった。そのため、例えば、内容としてつながりのある生徒指導と進路指導を1つの科目として「生徒指導及び進路指導論」とする等の工夫が必要となった。

このように、2016(平成28)年11月の教育職員免許法及び施行規則の改正により、従来の科目区分である3区分が廃止され教科(養護または栄養)及び教職に関する科目として統合され新たな区分変更がなされた。同時に、教育職員免許状を取得するのに必要な区分ごとの単位数の変更(総単位数には変更はない)や区分を超えた科目設置ができないこと、新しく学ぶ必要がある内容(特別支援に関する内容、総合的な学習の時間に関する内容)が示された。

教育職員免許法及び施行規則の改正を踏まえ、教職課程コアカリキュラムの内容を鑑みた教職課程を編成する必要がある。教職課程コアカリキュラムを網羅的に学べる体系性をもった教職課程を構築すべくカリキュラム改訂を大学によっては踏み切っている。例えば、ある大学の教職課程カリキュラムを設

置する際の留意点としては以下の3点が考えられた。

①の「教職課程の特徴」としては、教職とは異なる分野(専門的な知見)を大学(学部・学科)教育の根底に据えた大学の教職課程としての特徴の有無である。例えば、教科免許状である高等学校や中学校と非教科免許状である養護・栄養、そして特別支援免許状の課程認定を受けている場合、教職課程認定基準に定める「共通開設」の開設可能範囲が示され、特に学科を超えた共通開設や教科免と非教科免を超えた共通開設が難しくなったことに対する対応が必要である。

②の「教職課程コアカリキュラム」に合わせた科目設定の課題としては、「教職課程コアカリキュラム」に合わせた科目を設定すると科目(単位)数が現行のカリキュラムよりも増加する(新たに追加された事項があるため)。そもそも大学(学部・学科)独自の専門職資格が設置されている為、教育職員免許状取得希望者は資格取得と同時に教育職員免許状の取得を行うことから、年間取得可能単位数の上限がある現在、可能な限り単位数の増加を避ける必要がある。

③の複数の教育職員免許状を取得するまでの課題は、同時に2つ以上の教育職員免許状を取得する学生に対して、例えば教科免許状と非教科免許状の科目を共通開設できないことは、科目(単位)数が増えてしまうことになり、2つ以上の教育職員免許状を修得することは難しい状況になるため、少しでも単位数の増加を避ける必要がある。

以上の3つの観点から、教科免許状・非教科免許状で異なる科目を設定する場合と、共通開設する場合について、開設可能範囲を逸脱しないようにかつ2018(平成30)年度までの教職課程カリキュラムから大幅な科目(単位)数増加にならないように教職課程カリキュラム改正を行う必要があった。

そこで、下記のようにカリキュラム改正案が考えられる。①これまで教科免許状と非教科免許状で共通開設していた「教育基礎論」の代わりに「教育学概論」を非教科免許状のために新設する。コアカリキュラム内容としては、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の内容と「教育に関する社会的・制度的又は経営的事項」の内容を網羅した科目とする。つまり、「教職に関する科目」では教科免許状で必要な単位数は10単位に対して、非教科免許状の場合8単位でよいことから単位数の削減をはかった。②全免許種に対して、新しい事項である特別支援教育の科目として「特別支援教育論」(1単位)を新設する。③既存のカリキュラムにある養護・栄養教諭の「教育課程論」(2単位)を中高保体も履修

することとし、養護・中高保体の複数免許取得学生への負担増を減らすことへの配慮を行った。④現行の教科免許状の「特別活動の理論と方法」を廃止し、「総合的な学習の時間」を含めて、「特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法」を新設する。⑤養護・栄養に「道徳・特別活動・総合的な学習の時間」(2単位)を新設する。これは、非教科免許状の場合、コアカリキュラムにおける「指導法」については対象外であったため、3つのコアカリキュラムの内容を網羅できる科目として設定した。⑥養護・栄養の「教育方法学」を廃止し、現行の教科免許状のカリキュラムである「教育の方法と技術」を受講することで、養護・中高保体の複数免許取得学生への負担増を減らすことへの配慮を行った。

このように、今回の「再課程認定」において、大学によっては、これまでの教員養成のカリキュラムから大きく教員養成に関する教職課程カリキュラムを変更せざるを得なかった場合があった。特に、教科免許状と非教科免許状(養護教諭・栄養教諭)を養成している開放制学部にとっては、現状のカリキュラムを堅持しつつ、学生への負担を強いらないカリキュラム編成が求められた。

4. 教職課程におけるコアカリキュラムの実態と課題

4.1 教職課程におけるコアカリキュラムの実態

こうした背景により、教育職員免許状に関わる授業科目について、適切な内容が実施されているのかの指標となる「コアカリキュラム」が設定されることはある程度の納得ができるよう、一方で、大学教育としての授業の自主性、学問の自由が担保されているのか否かは甚だ疑問が残る結果となった。今回の「コアカリキュラム」はある意味「大学における学習指導要領」であると考えられ、授業担当教員の専門的な研究結果や授業で伝えたい「思い」とはかけ離れた授業構成にしなければならないといったことを示す。そもそも、学習指導要領自体、カリキュラム編成の原則からすれば、教員の自主性・自律性、学問の自由については議論の余地がある。

さて、教員養成のカリキュラムについてはここ数年大幅な改正がなく、今回は約20年ぶりの改正となった。その際の大学側の問題としては、前回の再課程認定のカリキュラム編成に至る書類がない(実際のカリキュラムは便覧などで残っている)、当時、中心的に再課程認定を担ってきた教員が退職等から不在であり引継ぎがなされていないこともある。また、「コアカリキュラム」によって、15コマ(1授業)の教える内容が明確になったことにより、それに見合った業績を持つ教員の確保も課題になって

きた。このような背景のもと、再課程認定における課題としてどのようなことが予想されるであろうか。

4.2 教職課程におけるコアカリキュラムの課題

1点目としては、大学教員のキャリアパスの問題とそれに関わる人事による課題である。特に、実務家教員と若手研究者教員の業績不足による授業担当者の偏りが生じる懸念がある。例えば、大学での指導経験の浅い若手研究者教員にとって、これまで求められてきた自己の研究に特化した研究のみでは再課程認定を受けることは難しい状況にある。昨今では、社会学分野においても博士論文の執筆が求められ、特化した研究を行う必要性、プロフェッショナルな研究者になることが求められる一方で、複数の研究分野に跨った業績やノウハウを持っていないと大学教員として教職課程を担当する教員の力量としては不十分であるとみなされる。講座制を敷いていない開放制学部にとっては、同じ専門分野の教員が複数いることは考えられず、大学にとっても授業を担当できるだけの資質能力をもった教員の確保が問題となる。

また、実務家教員として、学校現場での経験を活かした大学の教職課程教員としての役割が求められる一方で、大学教員としての経験や文化が不十分なまま大学教員として働くことによる大学組織上の混乱やコアカリキュラムに応じた網羅的な授業ができないという懸念がある。

2点目としては、「コアカリキュラム」内容を全て担える教員の不足である。上記の1点目でも示した若手教員や実務家教員だけでなく、全ての教職課程に関わる教員の多くは、コアカリキュラム内容を全て1人で担えることは極めて厳しい現状にある。これは、個人の努力等で片付けられる話では終わらない。例えば、教育・研究歴が長いほど、経験や実績はあるが、再課程認定のことのみで考えると10年以前の業績はカウントされないことから、自身のプロフェッショナルとしての研究と同時に、常に複数の視点での業績を作り続けなければいけないというジレンマに陥る。

このように、教育学分野においては、専門的な研究に特化していくこと同時に、専門外の「文章(論文ともいえないもの)」が乱発される懸念がある。

3点目としては、複数の教育職員免許状資格を出している開放制大学特有の課題である。同時に複数の教育職員免許状資格を出している開放制大学としては、担当教員数が少ないにも関わらず、「教科」教員と「非教科」教員(養護教諭や栄養教諭)の養成科目は内容によって異なる科目として開講しなければならない等の課題があり、1人におけるコマ数

の負担や授業時間割が組めないといった課題が生じる懸念がある。さらに、開放制学部にとって、教職課程を担う専任教員数も限られており、その中のカリキュラム編成は困難を極めることとなる。

4点目としては、「新法適用科目」と「旧法適用科目」が同時に設置されることの課題がある。教育職員免許法の改訂により、新法適用科目と旧法適用科目を同時に設置しなければならない課題も残されている。特に、学生への指導の困難が挙げられる。教員養成のカリキュラムが変更されることは、学生に対する教員養成の履修指導が大きく変更されることを意味する。特に、今回の課題としては、旧法適用か新法適用かについて大学入学時とのカリキュラムとの整合性が取れなくなる場合がある。この点については、文部科学省は「経過措置に対する補足」として、具体的には、2018（平成30年）度以前の入学者に対しては旧課程を適用し、卒業までに所用資格を取得できた場合は免許状授与がなされる。しかし、卒業までに所要資格が取得できなかった場合、旧課程で取得した単位を新課程の単位として読み替えた上で、新課程で必要な単位を追加取得する必要がある。特に、今回の改正により新法から教職課程に位置付けられた事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と「総合的な学習の時間の指導法」については、必ず単位の追加取得が必要となる。

5.まとめ

5.1 結論

このような状況について、今後の教員養成政策についてどのように考えるのかといった課題が残される。日本の教員養成は大学で養成されていることと、教育学部だけでなく開放制であることが特徴である。教員養成課程を中心にしていない日本の教員養成は、①教育学部や教育大学、②開放制学部の2パターンがある。また、国立大学、公立大学・私立大学と学校の設置パターンによって異なる。開放制学部、とりわけ他に専門職を取得することを主目的とする大学における教員養成の在り方ならびに教員養成を担う教職教員の資質能力の検討、加えて大学全体の教職課程を担う教職課程センターの在り方について検討していくなければならないのではないだろうか。

リサーチクエスチョンの1点目については、「再課程認定」において、「コアカリキュラム」の導入により大学によっては大きくカリキュラムを変更せざるを得なかつた場合があることが理解できた。特に、教科免許状と非教科免許状（養護教諭・栄養教

諭の免許状）を養成している開放制学部にとって、カリキュラム変更が余儀なくされた。開放制学部にとって、教育職員免許状を取得することが大学・学部としてのミッションの中心ではないため、総単位数をできるだけ増やすことなく内容について網羅できるように既存科目の整理と吟味を行う必要があった。同時に、限られた教職教養を担う大学教員の中でカリキュラム編成を行う必要があり、限られた人材の中における教員養成を網羅的に行うことが課題となった。一方で、多くの教員養成学部や教員養成大学では既存のカリキュラムを変更することなしに、再課程認定に臨むことができた実態もある。これは、教育職員免許状に必要な科目が卒業要件であること、教育職員免許状取得が学部のミッションであるため、「コアカリキュラム」に合わせて、既存のカリキュラムに必要な内容の科目を増加させればよいといった対応で臨むことができた。

2点目は、今回示された「コアカリキュラム」を網羅した「教職課程」を実施するにあたって、教員養成学部よりも開放制学部の方が、課題が生じたのではないかという点については、教員の人材不足や業績不足等による、研究の偏りや時間の制約等様々な点から示された。特に、複数の学科に跨りながら教科免と非教科免が取得できる大学にとって、同時に開講できない科目への対応が必要となった。この点については、教員養成全体を見据えたカリキュラム編成を行う組織として教職課程センターの機能が重要である。

5.2 今後の展望

なお、本論は「再課程認定」の真っただ中で検討をおこなったことに意義がある。つまり、「再課程認定」に臨むにあたっては、その時のカリキュラム変更に執着てしまい、ここで培った視点を次に「残す」ということに重きが置かれなかつたことにより、大学によっては教員養成のカリキュラムを考える際に困難を極めた場合もある。系統だった連続性のある教職課程の実施のために、本論を残すことには意味がある。

最後に、教員養成について概説する。戦前の日本は教員養成を師範学校が担ってきた。しかし、戦後の日本の教員養成は、教育学部や教育大学といった教員養成を主目的する教育と開放学部として教育とは異なる専門性のある学部で学びながら教職の授業をするという2つの側面を持つつ、ともに戦後日本社会や日本の教育システムの形成と展開に対して、功罪含めて大きな影響を与えてきた。今回の改正では、開放制学部の教員養成に対しても課題が残り、戦後日本の教員養成に対して社会といった外部

からの影響と社会への影響という両側面から変容し、現代教員養成の中で果たした役割や開放制学部の限界、変容の過程を示したといえる。

「コアカリキュラム」に基づく教員養成の在り方、特に教育学部や開放制学部関係なく教職教養については、教員養成においてコアカリキュラムの内容を網羅しなくてはならないことが示されている。一方で、開放制学部の中では、教職とは異なる専門職

取得を学部や学科のミッションとしている場合がある。教職とは別の専門性を有する資格を取得することを主目的とする学部・学科での教員養成の在り方について、学生自身が教職と専門資格の内容を自らの中で統合してどちらの学びも「生かす」ことできる教員養成の在り方を模索していく必要が今後の課題となるであろう。

文 献

- 1) 文部科学省初等中等教育局教職員課：教育職員免許法・同施行規則の改正及び教職課程コアカリキュラムについて。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1388004_2_1.pdf, 2017. (2018.9.22確認)
- 2) 文部科学省中央教育審議会：これからの中等教育を担う教員の資質能力の向上について—学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて—。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm, 2015. (2018.9.22確認)

(平成30年12月14日受理)

The Actual Condition of the Teacher Education Course Covering the Core Curriculum:
Current Status and Issues Accompanying the Latest Revision of the Education Personnel Certification Law

Maho TANAKA

(Accepted Dec. 14, 2018)

Key words : core curriculum, education personnel certification law the teacher education course

Abstract

In this paper, following the revision of the Education Personnel Certification Law in 2016, we examined the actual conditions of how the teacher training at universities has been reappraised. We considered future problems and prospects in teacher training by organizing the circumstances and the current situation of the curriculum of teacher training at all involved universities where teacher training has changed substantially. IN particular, we aimed to clarify the issue in teacher education of having to implement teacher training courses covering the core curriculum. The results showed that the contents of the teacher training classes were prescribed by the implementation the core curriculum. At the same time, problems such as the lack of human resources that could be responsible for teacher education classes occurred.

Correspondence to : Maho TANAKA

Department of Health and Sports Science
Faculty of Health Science and Technology
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.28, No.2, 2019 493–500)